

美濃加茂市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成31年3月12日

美濃加茂市監査委員 永 田 博 和
美濃加茂市監査委員 渡 辺 孝 男

1 監査の対象

平成30年度 市民プール解体工事
所管課 市民協働部スポーツ振興課

2 監査の実施日 平成31年2月20日

3 監査の結果に関する報告の公表 平成31年3月8日

4 監査の結果により措置を講じた内容

- ・別紙のとおり

工事技術監査の指摘事項に対する回答

指摘事項に対する回答は以下のとおり

1. 建設工事保険等に受注者が加入しているとのことであるが、書面により控えを提出させることが望ましい。

回答⇒工事保険等の写しを提出するよう指導します。

2. 工種別査定率及び本工事決定金額が「工事設計書」のどこに示されているか分かりやすく整理することが望ましい。

回答⇒分かりやすく整理をするよう指導します。

3. 施工体制台帳（2次以降の請負契約の写し共）を添付させると共に、社会保険記入欄の記載も併せて再確認をお願いします。

回答⇒必要書類の提出をするよう指導し、再確認します。

4. 施工計画の実施工程表及び、毎月の履行報告書において構成比率が未記入であった

回答⇒明確に記載するよう指導し、再確認します。

5. 履行報告書の出来高管理は、受注者の当月実施出来高数値を分かりやすく集計にて計算できるようにすることが望ましい。

回答⇒明確に記載するよう指導し、再確認します。

6. 「建設リサイクルデータ統合システム-COBRIS-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、電子媒体にて提出させる等の指導をお願いします。

回答⇒電子媒体での提出をするよう指導します。

7. 産業廃棄物処理に際して、前段に「建設廃棄物処理フロー図」を添付させるとチェックしやすい。今後指導をお願いします。

回答⇒フロー図を提出するよう依頼し、再チェックします。

8. 竣工書類検査段階において、設計書、マニフェストの数量照合を行い、運搬状況写真、処分地写真を提出させ、発注者として管理指導を行っていただきたい。

回答⇒数量照合、写真提出のうえ、確認します。

9. 現場内の産業廃棄物置き場は、一時保管場所であり、掲示看板(60cm×60cm以上)に所定の記載事項を明示し設置すること。

回答⇒看板設置のうえ、記載事項の確認をします。

10. 施工体系図及び施工体制台帳に示される「主任技術者」及び「安全衛生責任者に準じる者」と現場体制と一致していない。現場体制に基づく氏名の修正をしておくこと。

回答⇒現場体制に基づいた台帳に修正し、再確認します。

11. 建設機械の燃料(ガソリン缶)及びガス切断用ボンベ(アセチレン・酸素)が放置されていた。台車に乗せ、「空・充」表示し、所定の置き場に置かせること。また、燃料、ガス切断使用時及び置き場には、消火器を設置しておくこと。

回答⇒受注者に指導し、再確認します。

12. 建設業法等による工事現場掲示物の記載方法に間違いがあった。公衆の見やすい位置に掲示する標識等、今一度再チェックし、記載事項の間違いを修正させること。

回答⇒適切に看板標識を設置するよう指導し、記載の間違いを修正します。

以上